

S・Aとリンク!!  
TOPのS・A[14]、  
TOP・MPDのS・A[17]を  
一緒に勉強しよう!



## 横領の罪

自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する(刑法252条1項)。

業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する(刑法253条)。

遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する(刑法254条)。

### 概要

横領の罪には、(単純)横領罪(刑法252条)、業務上横領罪(刑法253条)、遺失物等(占有離脱物)横領罪(刑法254条)の3種類がある。

#### 1 横領の罪と窃盗罪等との相違点

横領の罪は、被害者の占有を侵害しないでその財物を領得する点で、他人の占有を侵害する窃盗罪や強盗罪等と異なる。

#### 2 横領罪・業務上横領罪と遺失物等(占有離脱物)横領罪との相違点

横領罪と業務上横領罪は、犯人が被害者から委託を受けて占有している財物(預かっている物)を領得するもので、被害者との間の委託信任関係を裏切るという要素が必要になる。その点が委託信任関係のない遺失物等(占有離脱物)横領罪と異なる。横領罪と業務上横領罪を併せて、委託物横領罪と呼ぶ。

横領の罪		
委託物横領罪		遺失物等(占有離脱物)横領罪
横領罪	業務上横領罪	

## 横領罪

横領罪とは、委託信任関係に基づき自己の占有する他人の物を横領する罪である。

友人から借りたカメラを古物商に売ってしまったような場合が、横領罪の典型だね。



### 1 主体

主体(犯人)は、他人の物を占有している者であり、横領罪は身分犯である。

### 知っ得メモ

#### 身分犯の意義

構成要件上、行為者が一定の身分を有することを要件とする犯罪をいう。この身分とは、男女の性別、内外国人の別、親族の関係、公務員という資格だけでなく、「一定の犯罪行為に関する犯人の人的関係である特殊の地位又は状態」をいう。

### 2 客体

客体は「自己の占有する他人の物」である。

- (1) 自己の占有  
横領罪での占有は、窃盗罪よりも広く解釈され、物に対する事実上の支配だけでなく、法律上の支配でも足りる。例えば、不動産については、不動産の登記上の所有名義があれば、そこに暮らしていなくても、その不動産を占有していることになる。
- (2) 他人の物  
行為者以外の人の所有物という意味である。動産のほか不動産も含まれる。
  - ア 月賦(割賦売買契約)  
月賦(割賦売買契約)で買った品物の所有権は、原則として代金完済まで売主に留保されることから、代金完済前に買主が勝手に品物を売却・入質するなどの処分をすると「他人の物」を処分したことになり横領罪が成立する(最決昭55.7.15)。
  - イ 不法原因給付物  
第三者から覚醒剤を購入するように他人に依頼するとともに、購入代金を他人に渡した場合等のように、不法原因によって給付した物(購入代金等)については、民法708条を根拠として依頼者の返還請求が否定される。そのため、依頼を受けた者がこれを消費するなどした場合に横領罪が成立するのかが問題となるが、横領罪の成立を肯定する判例がある(最判昭23.6.5)。

# マンガでTRY 法学論文 刑訴法



論文とリンク!!  
TOPの論文①、  
TOP・MPDの論文③を  
一緒に勉強しよう!

## 実況見分調書、捜査報告書の証拠能力

A警部補は、スナック内における暴力団組員甲の傷害事件について捜査中である。事件当日、A警部補は、目撃者である店員Bに犯行当時の状況の説明を求めて、Bが指示説明したとおりに実況見分調書を作成した。翌日、A警部補は、Bから事情聴取をしようとしたが、Bはお礼参りを恐れ、参考人供述調書の録取に応じなかった。そこで、A警部補は、仕方なくBの目撃状況を捜査報告書にまとめた。しかし、甲の弁護士は、この捜査報告書を証拠とすることを拒否した。

▼上記の事例をマンガで見てみましょう!



**問** この場合におけるA警部補の作成した実況見分調書と捜査報告書の証拠能力について述べなさい。

解答・解説は次ページで▶